

金沢星稜大学女子短期大学部 学友会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は金沢星稜大学女子短期大学部学友会と称し学内に本部を置く。

(目 的)

第2条 本会は学生相互の親睦と健全明朗な育成を基本とする学生生活域全域の向上とを計り、種々なクラブ活動などを通じて学生の資質の向上を計るため努力することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会の会員は金沢星稜大学女子短期大学部学生全員とする。

第2章 役 員

(役 員)

第4条 本会は次の役員を置く。

- 1 名誉会長（学長）1名
- 2 名誉副会長（学生部長）1名
- 3 執行委員
会長1名 副会長2名 書記2名 会計2名
但し副会長、書記および会計は各学年より1名ずつ選出する。
- 4 代議員
各クラスより2名を選出する。
- 5 議長および副議長
代議員の中から議長1名、副議長1名を選出する。
- 6 監査委員
学友会役員を除く会員より2名選出する。
- 7 クラブ代表
クラブ代表委員会から文化系および運動系より1名ずつ選出する。
- 8 選挙管理委員
各クラスより1名選出する。但し、代議員と兼ねることは出来ない。
- 9 特別委員
必要の生じた場合随時会員より選出する。

(役員の仕事および権限)

第5条 各役員の仕事および権限は次のとおりとする。

- 1 会長
本会を代表して全業務を統括すると共に議会の召集権を有し、学友会各委員会の報告を求めることができる。
- 2 副会長
会長を補佐し、会長不在又は執務不能の場合これに代り全業務を統括する。
- 3 書記
議会の議事録および役員名簿を作成し学友会全般の記録を整理保管する。
- 4 会計
学友会に関する一切の金銭出納に当たり出納簿を記録保管する。又、予算原案の作成に当たり学生総会において会計報告を行う。
- 5 代議員
各クラスを代表し議会とクラスの連絡を計り学友会の活動を促進させる。
- 6 議長、副議長
議長は議会の円滑な議案審議を図る。
副議長は議長を補佐し、議長事故ある場合、その任務を代行する。
- 7 監査委員
決算期に学友会の財務一般、収支状況につき監査する。但し、必要と認められた時は随時に監査することができる。
- 8 クラブ代表
各クラブおよび同好会（サークル）を代表し議会と各クラブおよび同好会（サークル）との連絡を計り学友会の活動を促進させる。
- 9 選挙管理委員
執行委員の選出に当たり立合演説会および選挙の一切を進行させる。
- 10 特別委員長
必要が生じた場合その任務にあたる。

(任 期)

第6条 役員の仕事は4月1日から翌年3月31日までとする。

(退 任)

- 第7条 各役員は学友会において不信任案が3分の2以上で可決された場合は辞任しなければならない。
- 2 各役員は学友会において3分の2以上の承認を得て辞任することが出来る。
 - 3 代議員は各クラスにおいて学級総数の3分の2以上の承認を得て辞任することが出来る。

第3章 会 議

(会 議)

第8条 本会に次の会議を置く。

- 1 学生総会
- 2 議会
- 3 執行委員会
- 4 選挙管理委員会
- 5 クラブ代表委員会（同好会、サークルも含む）
- 6 特別委員会

(学生総会)

第9条 学生総会は本会の最高議決機関である。

- 2 学生総会は学友会員をもって構成する。
- 3 学生総会は全会員の3分の2以上の要求があった時、また議会、執行委員会が特に必要と認められた時に開催する。
- 4 学生総会の召集には会長があたる。
- 5 学生総会は全会員の過半数をもって成立する。但し、会則改正に限り3分の2以上の出席を必要とする。総会における議決は出席者の過半数の賛成をもって成立する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 6 学生総会の議長は開催ごとに選出する。
- 7 学生総会の書記は執行委員の書記があたる。
- 8 学生総会の開催日時、場所および議題は会長が1週間前に公示することを原則とする。但し、緊急の場合はこの限りではない。

(議 会)

第10条 本会は学生総会に次ぐ議決機関であると共に審議執行機関である。

- 2 本会は執行委員、代議員、クラブ代表をもって構成する。但し、執行委員は議決権を有しない。
- 3 本会は議長が召集する。
- 4 本会は隔月1回定例議事を開催する。但し、執行委員会の要求があった場合は臨時議事を開催することができる。
- 5 本会は代議員、クラブ代表の3分の2以上の出席によって成立し、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。可否同数の時は議長の決するところによる。
- 6 議長および副議長は代議員の中より互選され常任とする。
- 7 議会は重要緊急事項の場合、学生総会に代って本会の意志を決定する。但し、その場合は次回の学生総会において承認を得なければならない。
- 8 議会は会員に公開することを原則とする。
- 9 議長は開催についてその日時、場所、議題を開催の3日前までに通告する。但し、緊急の場合はこの限りではない。

(執行委員会)

第11条 執行委員会は学友会の総合的な企画運営の中心であり最高執行機関である。

- 2 本委員会は執行委員全員をもって成立する。
- 3 本委員会は月1回定例委員会を開催し、又必要に応じて臨時執行委員会を開催する。
- 4 本委員会が必要と認められた場合は関係者を召集することができる。
- 5 本委員会は緊急の場合、議会の職務を代行する。但し、その場合次回の議会の承認を得なければならない。

(選挙管理委員会)

第12条 選挙管理委員会は選挙管理委員全員をもって成立しその詳細は別に学友会選挙規定に定める。

(クラブ代表委員会)

第13条 本委員会は各クラブおよび同好会（サークル）の代表者をもって成立する。

(特別委員会)

第14条 本委員会は緊急の場合又は必要により特別に設置する。

第4章 課外活動

(機関の設置)

第15条 本会は課外活動推進のためにクラブおよび同好会（サークル）の二機関を設ける。

- 2 第1章第2条に準拠してクラブは文化活動および体育活動の推進に、同好会（サークル）は趣味の向上にあたる。
- 3 前項の各クラブおよび同好会（サークル）は別に掲げるクラブ又は同好会（サークル）をもって構成する。

(結成および解散)

第16条 クラブおよび同好会（サークル）の結成および解散は議会の承認を必要とする。

- 2 前項に基づき結成又は解散について承認を求める場合はそれぞれの理由を記した文書を議長に提出する。

(顧 問)

第17条 各クラブおよび同好会（サークル）は本学教員より顧問1名を置く。

(部長、マネージャー)

第18条 各クラブおよび同好会（サークル）は部長、マネージャー1名ずつを選出する。

第5章 会 計

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は役員任期に準じ4月1日より翌年3月31日までとする。

(収 入)

第20条 本会の経費は稲友会分配金、寄付金、前年度繰越金、その他の収入をもってこれにあてる。

(支 出)

第21条 経費は予算の範囲内において会計を通して支出するものとする。

(監 査)

第22条 会計監査委員が行う。